



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

イラン経済 (11月28～12月2日)

1. 米上院における対イラン追加制裁法案の可決 (12月1日付ケイハーン紙)

米上院は11月30日、イランのエネルギー、港湾、海運、造船業界を標的とする新たな経済制裁を盛り込んだ国防授權法 [2013会計年度 (2012年10月～2013年9月)] の修正法案を94対0で可決した。ロバート・メネデス米上院議員は、「我々の経済制裁は著しい影響を及ぼしているものの、イランは核開発を進めている」とした。新たな制裁案には、イランの造船および核開発セクターに対する黒鉛、アルミニウム、鉄、産業用ソフトウェアの供給および販売を行った者に対して制裁を課す内容も盛り込まれている。

30日、1日付報道取り纏め

この度、制裁対象とされたのは、港湾や造船、輸送など、石油輸出に関わるイランの業者や個人であり、人権侵害を理由にイラン国営放送も制裁対象にされている。米上院による同条項に関して、ホワイトハウス側は「現時点では追加制裁の必要性はない。混乱を招く」などとして反対する意向を議会側に伝達した。国防授權法案は、下院では今年春に可決済みだが、今回上院で可決された修正案は含まれておらず、12月中に開かれる予定の両院協議会で法案内容の調整を行う。上下両院がそれぞれ審議し、両院で採決した後、両院協議会を開き、最終的な法案に取り纏め、大統領の署名で成立する。

2. 石油化学製品輸出機構の設立 (11月29日付イラン・ニューズ紙)

イランは、石油化学製品輸出機構の設立と、石油化学製品マーケットへの働きかけや輸出国間での連携を提案すると、バヤート石油省次官兼NPC (National Petrochemical Company) 総裁が述べた。その中で同次官は、イラン、サウジアラビア、UAE、ロシア、カタール、トルコが潜在的加盟国となり得るとして、金融・技術面での協力関係も構築するであろうとした。

3. 輸出量に占めるアジアの割合 (11月28日付アブラーレ・エグテサーディー紙)

本年 [イラン暦1391年 (2012年3月20日～2013年3月20日)] 7カ月間 (2012年3月～10月) における、イランの輸出量に占めるアジアの割合が95.4%に達し、金額ベースでも92.7%に上った。一方、欧州向けは、輸出量ベースで4.3%、金額ベースで2%である。同期間におけるイランの非原油部門の輸出額は250億米ドルであり、これにサービス分野を合わせた年間目標輸出額は510億米ドルである。

#### 4. イランの対外債務の減少 (11月29日付ケイハーン・インターナショナル紙)

本年 [イラン暦 1391 年 (2012 年 3 月 20 日~2013 年 3 月 20 日)] のホルダード月 (5 月 21 日~6 月 20 日) におけるイランの対外債務は、合計約 140 億米ドル (短期 57 億米ドル、中長期 82 億米ドル) となり、オルディーベヘシュト月 (4 月 20 日~5 月 20 日) の計 152 億米ドル、ファルヴァルディーン月 (3 月 20 日~4 月 19 日) の計 162 億米ドルと比べ、減少傾向にある。

#### 5. 韓国製油所に向けた VLCC タンカーの航行 (11月29日付テヘラン・タイムズ紙)

調査会社 HIS が追跡したデータによると、200 万バレル積載可能なイランの VLCC (Very Large Crude Carrier) タンカーが、11 月 19 日にハーグ島を出発し、韓国最大である SK イノベーション (SK Innovation Co Ltd) の蔚山製油所に向け航行中である。

#### 6. 国際海事機関総会におけるイランの主張 (12月2日付イラン・デイリー紙)

国際海事機関 (IMO) の総会の場において、昨今イランの海運業に科されている制裁は、イランの商船会社および乗組員の安全を危険に晒すものであり、これは、国際法および 1948 年の IMO 総会での国際決議に違反しているとして、イランは強く抗議した。

#### 7. アジアの原油輸入国による米国への制裁適用除外要請 (12月2日付イラン・デイリー紙)

イラン産原油の購入を継続するため、アジアのイラン産原油主要購入国は、米国政府に制裁の適用除外を求めている。インドと韓国の幹部は 12 月以降の 6 カ月間における国防授權法の適用除外を得られるであろうとしており、最大輸入国である中国もまた、さらなる適用除外を得ることを望んでいる。一方的な対イラン制裁に強く反対するトルコは、10 月に日量 7 万 5 千バレルのイラン産原油を輸入しており、イランは、イラクとロシアに次いで輸入先第 3 位となっている。米国は 12 月上旬に、これらの国々に対する適用除外の延長の有無を決定する見込み。

---

©本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 公益財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799